

公契約条例の制定を求める決議

“好景気”といわれるなかでも、地方・地域の公共投資は抑制され、多くの自治体において、財政健全化・行財政改革の検討がすすめられています。そのなかで、それまで自治体が担ってきた業務を民間に開放し、経費の削減を図る取り組みが推進されてきました。これにより、財政面においては一定の成果が見られるものの、業者間の競争が激化し、公務・公共サービスに従事する労働者、下請従事者の賃金低下・労働条件の引き下げ、公務・公共サービスの「質」の劣化などが社会問題化しています。

こうした問題を解決すべく、多くの自治体で、公契約のあり方、適正化をめざす取り組みが検討・展開され、具体的な有効策として公契約条例を制定する自治体が全国で急速に広がっています。公契約条例は、自治体として、ダンピング受注を排除し、適正価格で発注することを広く宣言することで、労働者の適正な賃金の確保と公務・公共サービスの質の確保を業者に依頼し、地域経済を活性化する、自治体の強い決意を示す条例です。

こうした情勢を踏まえ、本自治体の公契約をめぐる現状とそこで働く労働者の就労実態および公契約条例をめぐる課題や問題点についての調査を実施し、市民に質の高い公務・公共サービスを提供するために、労働環境の保護、市内労働者の育成により、地域経済の活性化をめざすべきと考え、本市に即した公契約条例の制定が必要であると考えます。

よって、執行者に対し、市内の公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査・検証を実施し、さらに、具体化するための審議会設置等の取り組みをすすめ、公契約条例の制定をめざすことを求めるものです。

以上、決議します。